

45 役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事、理事長及び監事の役員報酬は、無報酬とする。

2. 評議員の役員報酬は、無報酬とする。

3. 評議員選任・解任委員の役員報酬は、無報酬とする。

4. 第1項の規定に関わらず、役員のうち監事 ●●●●● に対して監事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 前条4項の支給額は、月額3万円とする。

(支給日)

第4条 報酬は、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）までに支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年3月25日から施行する。